

北海道知事 様

報告者 住所 札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番1号
氏名 DCMホームマック株式会社
代表取締役社長 石黒 靖規

北海道地域商業の活性化に関する条例第32条第1項（附則第5項において準用する同条例第32条第1項）の規定により、次のとおり平成30年度の地域貢献活動の実施の状況を報告します。

記

1 特定小売事業施設の概要

名称	DCMホームマック永山2条店
所在地	北海道旭川市永山2条6丁目57番地1 外

2 地域貢献活動の実施期間

平成31年3月1日 ～ 令和2年2月29日

3 地域貢献活動の実施の状況

項目	活動内容	実施時期	実績
(1) 地域との連携推進			
① 商店街、商店街連絡協議会、商工会議所・商工会等への加入	・地元の商店街や商工会への加入に努める。	通年	・旭川商工会議所への加入継続 ・旭川商工会議所加入済
② 地域との意見交換の推進	・地域貢献の担当窓口を定めて、お客様からのご意見、ご要望をお受けします。	通年	・地域貢献の担当者を設置継続
③ 地域振興等の取組への協力	・行政や商店街が行う地域振興への取組に、要望に応じてご協力いたします。	随時	・要請があれば積極的に協力



④地域との共存共栄に向けた取組への協力	・地域イベントや行事などへの参画、協議	随時	・7月永山屯田祭り（協賛金寄付）、2月男山酒蔵解放祭り（駐車場スペース協力）
	・地域が取り組む「買い物弱者」対策への協力	随時	・要請があれば検討
	・コミュニティスペースの提供	随時	・要請があれば検討
	・道産品のPRや販売促進への協力	通年	・花苗、野菜苗の販売ピーク時に店頭での拡大展開実施
	・地域や道内の企業との取引促進	通年	・花苗・野菜苗の総仕入額のうち道内生産者より野菜苗99%、花苗81%の仕入実績
	・小・中学校の職場（店舗）見学、職場体験等に協力（支援）を行う。	随時	・6月永山西小学校、旭川高等支援学校、美深高等養護学校、10月永山南中学校、美深高等養護学校職場体験
	・献血活動への場所提供	随時	・要請があれば検討
	・消防署等のPR活動の場として提供。	随時	・要請があれば検討
	・共同募金等、活動の場として提供。	随時	・要請があれば検討
(2) 地域基盤の形成・維持			
①地域や道内からの雇用の推進と安定的雇用の確保	・道内からの定期採用 ・パート社員の地元採用 ・社会保険適用等福利厚生への注力 ・パート社員の年2回賞与支給実施	3月 適時 通年 7月・12月	・今期46名の定期採用実績 ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施
②ゆとりある勤労者生活の確保	・週休2日制を実施 ・有給休暇の取得促進 ・長期休暇の実施	通年 通年 年1回	・継続実施 ・継続実施 ・継続実施
③従業員の職業能力開発の推進	・公的資格取得の支援促進を図る。	通年	・公的資格取得者194名
④地域防犯活動等への参画、協働	・営業時間外の駐車場閉鎖・管理 ・私服警備員による店内巡回	通年 適時	・毎日実施 ・継続実施
⑤地域防災活動等への協力	・施設内での消防・避難訓練の定期的な実施 ・店内及び駐車場を避難場所として提供	随時 緊急時	・継続実施 ・場所の提供
(3) まちづくりへの協力			

①市町村等が進める対策への協力	・市町村が推進するまちづくりに関連する対策への協力を努めます。	随時	・要請があれば積極的に協力
②地域における魅力ある景観形成への配慮	・行政上の指導に基づき、地区の景観も配慮した店舗とする。	随時	・行政と協議を行う
③環境美化対策の実施	・リサイクル対策等の推進 ・地域清掃活動ボランティア	通年 年2回	・ゴミ分別の徹底 ・5月、11月の年2回の店舗周辺部の清掃活動の実施
(4) その他			
①ISO14001の導入など環境全般への配慮	・地域の緑化推進活動への協力	通年	・要請があれば検討
②エネルギー対策の実施	・省エネ型設備の導入促進 ・空調の適温設定の徹底 ・状況に応じた適切な設備運用の実施	随時 通年 通年	・デマンド監視システムの運用継続 ・継続実施 ・継続実施

4 地域貢献活動の担当者

所属名	DCMホームマック永山店
職・氏名	店長 出口 匠
電話番号等	(0166) 40-4070

<担当者連絡先>

所属名	DCMホームマック(株) 北海道開発部
職・氏名	店舗開発マネジャー 児玉 州
電話番号	(011) 892-3611
電子メールアドレス	kodama_shuu@dcm-hldgs.co.jp

- 注1 特定小売事業施設を複数の者により設置している場合は、「報告者」欄は、連名で記載すること。
- 2 「3 地域貢献活動の実施の状況」は、地域貢献活動計画書（別記第6号様式）の「2 地域貢献活動の実施に関する計画」（条例第30条第1項（条例附則第5項において準用する場合を含む。）の規定による変更後の地域貢献活動計画を提出した者にあつては、地域貢献活動計画書（変更後）（別記第7号様式）の「3 変更後の地域貢献活動計画」の「(1) 地域貢献活動の実施に関する計画」の項目に即して記載することとし、書ききれない場合は、記載を省略し、別添資料として添付すること。